

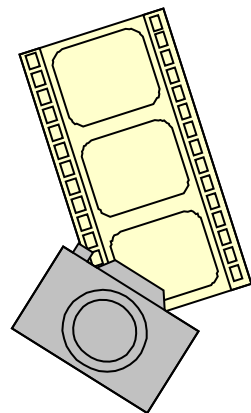
中間検査・完了検査時には工事写真が必要となります！

★ 法第7条の5の適用を受けようとする検査については、施行規則第4条又は第4条の8により申請書に添付する図書が定められています。中間検査及び完了検査時のそれぞれに、建築士が適切に工事監理を行っていることが確認できる工事写真を下記を参考に提出して下さい。

また、検査申請書第四面の工事監理の状況を記す書面についても記載例を参考に作成し、検査申請時に工事写真と併せて提出してください。

1 中間検査申請時

- ① 基礎の配筋工事終了時（全体で2～3枚程度）
 - 基礎配筋後の全景
 - 底盤及び一般箇所（形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等）
 - ホールダウン金物、アンカーボルト設置状況
 - コンクリート打設後の全景
- ② 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁工事終了時（全体で3～4枚程度）
 - 全景
 - 柱（たて枠）、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況
 - 土台、床組の部材寸法、取付け状況
 - 筋かいの部材寸法、位置、仕口の状況
- ③ 屋根の小屋組の工事終了時（全体で2～3枚程度）
 - 小屋組の全景
 - 小屋組の部材寸法、接合金物などの取付け状況



2 完了検査申請時

上記1の工事写真を提出してください。

※ 中間検査時に提出したものは、改めて提出する必要はありません。



※ 留意事項

- 写真には工事監理者や表示板（工事名、撮影年月日、撮影部位、寸法等の明示されたもの）を含め、また、撮影箇所によっては計測状況が分かるように撮影してください。
- 写真は別添の台紙若しくは、任意の台紙や写真帳（A4版）に整理して提出してください。
- 提出部数は1部とし検査申請書に添付して提出してください。
- デジタルカメラによる撮影も可とします。